

(非常勤職員の給与)

第10条 会計年度任用職員の特殊勤務手当については、第4条の3から第6条までの規定を準用する。

2 会計年度任用職員の給与に関しこの規程に定めのない事項については、富山県職員等退職手当支給条例（昭和37年富山県条例第52号）及び富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年富山県条例第31号）の例によるほか、別に定める。

附 則

この管理規程は、令和2年4月1日から施行する。

(企・経営管理課)

富山県企業局企業職員就業規則の一部を改正する管理規程を次のように定め、公表する。

令和2年3月31日

富山県公営企業管理者 山 本 修

富山県公営企業管理規程第4号

富山県企業局企業職員就業規則の一部を改正する管理規程

富山県企業局企業職員就業規則（昭和37年富山県営電気事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の2号を加える。

(7) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）の勤務時間は、前各号の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1日7時間45分の範囲内、週38時間45分に満たない範囲内で、任命権者が定める。

(8) 前号の規定にかかわらず、交替勤務の第1号会計年度任用職員については、任命権者は、勤務時間を別に定めることができる。

第5条第1項第4号中「及び」を「、」に改め、「任期付短時間勤務職員」の次に「及び第1号会計年度任用職員（交替勤務者を除く。）」を加える。

第7条に次の2項を加える。

- 4 第1号会計年度任用職員については、1週間につき週休日が1日以上となるよう勤務時間を割り振るものとする。
- 5 任命権者は、前項の規定にかかわらず、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務させる必要のある第1号会計年度任用職員については、4週間ごとの期間につき週休日が4日以上となるよう会計年度任用職員の勤務時間を割り振ることができる。

第8条に次の1項を加える。

- 2 前項に定める者以外のものについては、任命権者が別に定めるものとする。

第8条の2に次の1項を加える。

- 3 前各項に定める者以外のものについては、任命権者が別に定めるものとする。

第12条中「及び」を「、」に改め、「介護時間」の次に「及び子育て支援部分休暇」を加える。

第13条第1項第2号中「及び」を「、」に改め、「任期付短時間勤務職員」の次に「及び地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」を加える。

第15条の見出し中「及び」を「、」に改め、「介護時間」の次に「及び子育て支援部分休暇」を加え、同条中「及び」を「、」に改め、「介護時間」の次に「及び子育て支援部分休暇」を加える。

附 則

この管理規程は、令和2年4月1日から施行する。

(企・経営管理課)

